



# 栃木県公報

令和8(2026)年  
3月31日(火)  
号外  
第28号

## 目次

### 規 則

○栃木県県税条例施行規則等の一部改正..... 1

## 規 則

### 栃木県規則第30号

栃木県県税条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(栃木県県税条例施行規則の一部改正)

第1条 栃木県県税条例施行規則(平成17年栃木県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(条例第116条第1項第1号の規則で定める身体障害者等)</u></p> <p>第18条 条例第116条第1項第1号の身体に障害を有する者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳(以下この号及び第18条の4第1号において「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者のうち、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項又は第2項の規定による戦傷病者手帳(第18条の4第2号において「戦傷病者手帳」という。)の交付を受けている者のうち、別表第3の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの</p> <p>2 条例第116条第1項第2号の精神に著しい障害を有する者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p><u>(条例第105条の10第1項第1号の規則で定める身体障害者等)</u></p> <p>第18条 条例第105条の10第1項第1号の身体に障害を有する者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳(以下この号及び次条第1号において「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者のうち、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項又は第2項の規定による戦傷病者手帳(次条第2号において「戦傷病者手帳」という。)の交付を受けている者のうち、別表第3の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの</p> <p>2 条例第105条の10第1項第2号の精神に著しい障害を有する者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>

- (1) 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳（第18条の4第3号において「療育手帳」という。）の交付を受けている者のうち障害の程度が重度のもの
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳（第18条の4第4号において「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の精神障害の状態にあるもの

（条例第116条第3項の規則で定める額）

**第18条の2** 条例第116条第3項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第110条第1項に規定する普通徴収の方法により徴収する場合（次号の場合を除く。）

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 賦課期日において条例第116条第1項各号に定める自動車に該当し、かつ、同条第4項に規定する申請書（以下この条において「減免申請書」という。）が納期限までに提出された場合 当該自動車税の額の全額

イ 賦課期日後から当該年度の2月末日までの間に条例第116条第1項各号に定める自動車に該当することとなり、かつ、減免申請書が納期限までに提出された場合 当該自動車税の額から、当該額を12で除して得た額に当該賦課期日の属する月から同条第1項各号に定める自動車に該当することとなった日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 当該自動車税の額から、当該額を12で除して得た額に当該賦課期日の属する月から減免申請書の提出があった日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額

(2) 条例第109条第1項の規定により月割をもって課する場合において、条例第110条第1項に規定する普通徴収の方法により徴収する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 減免申請書が納期限までに提出された場合 当該自動車税の額の全額

イ アに掲げる場合以外の場合 当該自動車税の額から、当該額を納税義務が発生した月（以下この号において「納税義務発生月」という。）の翌月から当該納税義務発生月の属

- (1) 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳（次条第3号 \_\_\_\_\_ において「療育手帳」という。）の交付を受けている者のうち障害の程度が重度のもの
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳（次条第4号 \_\_\_\_\_ において「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の精神障害の状態にあるもの

する年度の末日の属する月までの月数で除して得た額に当該納税義務発生月の翌月から減免申請書の提出があった日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額

(3) 条例第110条第2項に規定する証紙徴収の方法により徴収する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 減免申請書が、条例第110条第3項の規定によりその自動車税が払い込まれる日（以下この号において「払込日」という。）の属する月の末日までに提出された場合 当該自動車税の額の全額

イ アに掲げる場合以外の場合 当該自動車税の額から、当該額を払込日の属する月の翌月から当該払込日の属する年度の末日の属する月までの月数で除して得た額に当該払込日の属する月の翌月から減免申請書の提出があった日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額

(免許情報記録個人番号カードの提示方法)

**第18条の3** 条例第116条第1項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、同条第4項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示する場合には、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。）を確認するために必要な措置を講じなければならない。

(条例第116条第4項の規則で定める書類等)

**第18条の4** 条例第116条第4項の規則で定める書類等は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(免許情報記録個人番号カードの提示方法)

**第18条の2** 条例第105条の10第1項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、同条第3項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示する場合には、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。）を確認するために必要な措置を講じなければならない。

(条例第105条の10第3項の規則で定める書類等)

**第18条の3** 条例第105条の10第3項の規則で定める書類等は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(環境性能割額の交付額の算定に用いる資料の提出)

**第18条の4** 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第9条の14の規定による環境性能割額の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料の提出期限は、毎年5月31日とする。

(条例第116条第3項の規則で定める額)

**第18条の5** 条例第116条第3項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第110条第1項に規定する普通徴収の方法により徴収する場合（次号の場合を除く。）  
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 賦課期日において条例第116条第1項各号に定める自動車に該当し、かつ、同条第4項に規定する申請書（以下この条において「減免申請書」という。）が納期限までに提出された場合 当該種別割の額の全額

イ 賦課期日後から当該年度の2月末日までの間に条例第116条第1項各号に定める自動車に該当することとなり、かつ、減免申請書が納期限までに提出された場合 当該種別割の額から、当該額を12で除して得た額に当該賦課期日の属する月から同条第1項各号に定める自動車に該当することとなった日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 当該種別割の額から、当該額を12で除して得た額に当該賦課期日の属する月から減免申請書の提出があった日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額

(2) 条例第109条第1項の規定により月割をもって課する場合において、条例第110条第1項に規定する普通徴収の方法により徴収する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 減免申請書が納期限までに提出された場合 当該種別割の額の全額

イ アに掲げる場合以外の場合 当該種別割の額から、当該額を納税義務が発生した月（以下この号において「納税義務発生月」という。）の翌月から当該納税義務発生月の属する年度の末日の属する月までの月数で除して得た額に当該納税義務発生月の翌月から減免申請書の提出があった日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額

(3) 条例第110条第2項に規定する証紙徴収の方法により徴収する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 減免申請書が、条例第110条第3項の規定によりその種別割が払い込まれる日（以下この号において「払込日」という。）の属する月の末日までに提出された場合 当該種別割の額の全額

イ アに掲げる場合以外の場合 当該種別割の額から、当該額を払込日の属する月の翌月から当該払込日の属する年度の末日の属する月までの月数で除して得た額に当該払込日の属する月の翌月から減免申請書の提出があった日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額

(免許情報記録個人番号カードの提示方法)

第18条の6 第18条の2の規定は、条例第116条第1項の規定により種別割の減免を受けようとする

**第19条 削除**

(条例第118条第1項の中古車販売業者で規則で定めるもの等)

**第20条** 条例第118条第1項の中古車販売業者で規則で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該中古車販売業者に係る自動車税について滞納がないこと。
- (2) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第22条の28第1項の規定により通告処分を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。
- (3) 略

2 条例第118条第1項の商品として所有し、かつ、展示している自動車であつて道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもののうち規則で定めるものは、同条の規定による登録に係る所有者及び使用者の氏名又は名称が条例第118条第1項の規定により自動車税の減額を受けようとする者と同じのものとする。

(文書等の様式)

**第24条** 次の表の左欄に掲げる文書等の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるところによる。

文書等の種類	様式
1～11の2 略	
12 自動車税督促状	略
13～33 略	
34 自動車税納税証明書交付請求書 (条例第16条第1項の規定による請求書)	略
35・36 略	
37 自動車税納税証明書(手書用)(法第20条の10の規定による証明書)	略
38・39 略	
40 自動車税納税証明書(一括納付用)(法第20条の10の規定による証明書)	略
41 略	
42 自動車税納税証明印(継続検査・構造等変更検査用)	略
43～89の30 略	

者が同条第4項の規定により免許情報記録個人番号カードを提示する場合について準用する。

(条例第116条第4項の規則で定める書類等)

**第19条** 条例第116条第4項の規則で定める書類等は、第18条の3各号に掲げる書類等とする。

(条例第118条第1項の中古車販売業者で規則で定めるもの等)

**第20条** 条例第118条第1項の中古車販売業者で規則で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該中古車販売業者に係る種別割について滞納がないこと。
- (2) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法22条の28第1項の規定により通告処分を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。
- (3) 略

2 条例第118条第1項の商品として所有し、かつ、展示している自動車であつて道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもののうち規則で定めるものは、同条の規定による登録に係る所有者及び使用者の氏名又は名称が条例第118条第1項の規定により種別割の減額を受けようとする者と同じのものとする。

(文書等の様式)

**第24条** 次の表の左欄に掲げる文書等の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるところによる。

文書等の種類	様式
1～11の2 略	
12 自動車税種別割督促状	略
13～33 略	
34 自動車税種別割納税証明書交付請求書(条例第16条第1項の規定による請求書)	略
35・36 略	
37 自動車税種別割納税証明書(手書用)(法第20条の10の規定による証明書)	略
38・39 略	
40 自動車税種別割納税証明書(一括納付用)(法第20条の10の規定による証明書)	略
41 略	
42 自動車税種別割納税証明印(継続検査・構造等変更検査用)	略
43～89の30 略	

89の31 削除		89の31 自動車税環境性能割修正申告書（法第161条第2項の規定による申告書）	別記様式第89号の31
89の32 固定資産税納付書	略	89の32 自動車税環境性能割・固定資産税納付書	略
89の33 自動車税納税済印 （条例第110条第3項の規定による納税済印）	略	89の33 自動車税環境性能割・自動車税種別割納税済印（条例第110条第3項の規定による納税済印）	略
89の34から89の39まで 削除		89の34 自動車税環境性能割納税義務免除通知書	別記様式第89号の34
		89の35 自動車税環境性能割還付申請書（法第165条第2項の規定による申請書）	別記様式第89号の35
		89の36 自動車税環境性能割還付通知書	別記様式第89号の36
		89の37 自動車税環境性能割の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納付通知書（法第168条第4項、法第171条第7項及び法第172条第5項の規定による通知書）	別記様式第89号の37
		89の38 自動車税環境性能割災害免除申請書（条例第105条の8第2項の規定による申請書）	別記様式第89号の38
		89の39 自動車税環境性能割免除申請書（条例第105条の9第2項の規定による申請書）	別記様式第89号の39
89の40 心身障害者に係る自動車税減免申請書 （ 条例第116条第4項の規定による申請書）	略	89の40 心身障害者に係る自動車税環境性能割免除・自動車税種別割減免申請書（条例第105条の10第3項及び条例第116条第4項の規定による申請書）	略
89の41 構造上心身障害者の利用に供する自動車に係る自動車税免除申請書 （ 条例第117条第2項の規定による申請書）	略	89の41 構造上心身障害者の利用に供する自動車に係る自動車税環境性能割・自動車税種別割免除（減額）申請書（条例第105条の11第2項、条例第105条の12第3項及び条例第117条第2項の規定による申請書）	略
		89の42 自動車税環境性能割交付金算出資料報告書（第18条の4の規定による報告書）	別記様式第89号の42
90 自動車税納税通知書	略	90 自動車税種別割納税通知書	略
91 自動車税納税通知書（口座振替用）	略	91 自動車税種別割納税通知書（口座振替用）	略
92 自動車税納税通知書（一括納付用）	略	92 自動車税種別割納税通知書（一括納付用）	略
93 自動車税納付書（手書用）	略	93 自動車税種別割納付書（手書用）	略



略		略	
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各 項症（ _____ _____ 条例第116条第1項第 1号に該当する場合であって、 <u>喉 頭</u> 摘出による音声機能障害が ある場合に限る。）	音声機能障害	特別項症から第2項症までの各 項症（ <u>条例第105条の10第1項第 1号又は条例第116条第1項第1 号</u> に該当する場合であって、 <u>こ う頭</u> 摘出による音声機能障害が ある場合に限る。）
略		略	
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各 項症及び第1款症から第3款症 までの各款症（ _____ _____ 条例第116条第 1項第2号に該当する場合に あつては、特別項症から第3項 症までの各項症に限る。）	下肢不自由	特別項症から第6項症までの各 項症及び第1款症から第3款症 までの各款症（ <u>条例第105条の10 第1項第2号又は条例第116条第 1項第2号</u> に該当する場合に あつては、特別項症から第3項 症までの各項症に限る。）
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各 項症及び第1款症から第3款症 までの各款症（ _____ _____ 条例第116条第 1項第2号に該当する場合に あつては、特別項症から第4項 症までの各項症に限る。）	体幹不自由	特別項症から第6項症までの各 項症及び第1款症から第3款症 までの各款症（ <u>条例第105条の10 第1項第2号又は条例第116条第 1項第2号</u> に該当する場合に あつては、特別項症から第4項 症までの各項症に限る。）
略		略	

別記様式第33号中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

別記様式第34号中「自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）交付請求書」を「自動車  
税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）交付請求書」に、「の自動車税種別割納税証明書」を「の自  
動車税納税証明書」に改める。

別記様式第37号及び別記様式第40号中「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に、「自  
動車税種別割の」を「自動車税の」に改める。

別記様式第89号の31を次のように改める。

**別記様式第89号の31 削除**

別記様式第89号の32備考を次のように改める。

備考

- 1 用紙の大きさは、縦178ミリメートル、横282ミリメートルとする。
- 2 この納付書は、固定資産税に係る徴収金を納付する場合に用いるものとする。

別記様式第89号の33を次のように改める。

**別記様式第89号の33（第24条関係）**



備考 大きさは、直径25ミリメートルとする。

別記様式第89号の34から別記様式89号の39までを次のように改める。

**別記様式第89号の34から別記様式第89号の39まで 削除**

別記様式第89号の40中「心身障害者に係る自動車税環境性能割免除・自動車税種別割減免申請書」を「心  
身障害者に係る自動車税減免申請書」に、「自動車税環境性能割・自動車税種別割の免除（減免）」を「自

「自動車税の減免」に、

税目	年度	課税標準額又は 税率コード	税額	免除(減免)を 受けようとする額
自動車税環境性能割				
自動車税種別割				

を

年度	課税標準額又は 税率コード	税額	減免を 受けようとする額

に、

「既に免除  
(減免)を  
受けている自動車  
の状況」

を

「既に減免  
を受けて  
いる自動車  
の状況」

に改め、同様式備考1中「自動車税種別割」を「自動車税」に改め

る。

別記様式第89号の41を次のように改める。

別記様式第89号の41 (第24条関係)

構造上心身障害者の利用に供する自動車に係る自動車税免除申請書

年 月 日

栃木県自動車税事務所長 様

申請者

住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

個人番号 (法人にあつては、法人番号)

自動車税の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

年 度	
税 額 又 は 年 税 額	
登 録 番 号	
車 体 の 形 状	
構 造 変 更 の 内 容	
免 除 を 必 要 と す る 事 由	

備考

- 1 「個人番号 (法人にあつては、法人番号)」欄については、普通徴収の方法により徴収されるべき自動車税に係る申請の場合にのみ記入してください。
- 2 免除を必要とする事由を証する書類を添付してください。

別記様式第89号の42を削る。

別記様式第91号（第1面）中「自動車税種別割納税通知書・口座振替通知書」を「自動車税納税通知書・口座振替通知書」に改める。

別記様式第92号中「自動車税種別割納税通知書（一括納付用）」を「自動車税納税通知書（一括納付用）」に改める。

別記様式第93号表面中「自動車税種別割領収証書」を「自動車税領収証書」に、「自動車税種別割領収済通知書」を「自動車税領収済通知書」に改め、同様式裏面中「自動車税種別割納付書（原符）」を「自動車税納付書（原符）」に改める。

別記様式第96号中「自動車税種別割課税免除承認申請書」を「自動車税課税免除承認申請書」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改める。

別記様式第98号中「自動車税種別割災害減額申請書」を「自動車税災害減額申請書」に、「自動車税種別割について」を「自動車税について」に改める。

別記様式第102号中「自動車税種別割減免申請書」を「自動車税減免申請書」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改める。

別記様式第105号中「自動車税種別割減額申請書」を「自動車税減額申請書」に、「自動車税種別割の」を「自動車税の」に改める。

別記様式第106号表面中「自動車税種別割減額通知書」を「自動車税減額通知書」に、「自動車税種別割を」を「自動車税を」に改める。

（栃木県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正）

**第2条** 栃木県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則（平成14年栃木県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（課税免除の申請） <b>第2条</b> 条例第4条の規定により県税の課税免除の申請をしようとする者は、次の表に定めるところにより申請書を _____ _____ 栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）第11条第1項に規定する課税地を所管する県税事務所長に _____ 提出しなければならない。			（課税免除の申請） <b>第2条</b> 条例第5条の規定により県税の課税免除の申請をしようとする者は、次の表に定めるところにより申請書を <u>県民税の均等割及び不動産取得税に係る場合にあっては栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）第11条第1項に規定する課税地を所管する県税事務所長に、自動車税の環境性能割に係る場合にあっては自動車税事務所長に提出しなければならない。</u>		
申請の区分	提出期限等	申請書名（様式）	申請の区分	提出期限等	申請書名（様式）
略			略		
条例第3条の規定による不動産取得税の課税免除の申請	略	略	条例第3条の規定による不動産取得税の課税免除の申請	略	略
			条例第4条の規定による自動車税の環境性能割の課税免除の申請	<u>当該課税免除を受けようとする自動車税の環境性能割について栃木県県税条例第105条の5の規定により申告納付する時</u>	<u>自動車税環境性能割課税免除申請書（別記様式第3号）</u>

					又は申告納付する期限
--	--	--	--	--	------------

別記様式第3号を削る。

(立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正)

**第3条** 立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年栃木県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 次の各号に掲げる法令、条例又は規則の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の2第10項、第22条の3第1項及び第2項、第22条の4第1項から第4項まで、第26条第1項、第68条第6項、第71条の19第6項、第71条の40第6項、第71条の60第6項、第72条の7第1項、第72条の68第6項、第72条の84第1項、第73条の8第1項、第73条の36第6項、第74条の7第1項、第74条の27第6項、第77条第1項、第94条第6項、第144条の11第1項、第144条の51第6項、<u>第149条第1項、第168条第6項</u>、第188条第1項、第200条第6項、第264条第1項、第285条第6項、第396条第1項、第700条の59第1項、第700条の66第6項、第707条第1項、第728条第7項、第733条の4第1項、第733条の24第6項及び第739条の5第1項</p> <p>(6)～(30) 略</p> <p>2 略</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令、条例又は規則の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の2第10項、第22条の3第1項及び第2項、第22条の4第1項から第4項まで、第26条第1項、第68条第6項、第71条の19第6項、第71条の40第6項、第71条の60第6項、第72条の7第1項、第72条の68第6項、第72条の84第1項、第73条の8第1項、第73条の36第6項、第74条の7第1項、第74条の27第6項、第77条第1項、第94条第6項、第144条の11第1項、第144条の51第6項、<u>第151条第1項、第175条第6項、第177条の21第6項</u>、第188条第1項、第200条第6項、第264条第1項、第285条第6項、第396条第1項、第700条の59第1項、第700条の66第6項、第707条第1項、第728条第7項、第733条の4第1項、第733条の24第6項及び第739条の5第1項</p> <p>(6)～(30) 略</p> <p>2 略</p>

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の栃木県税条例施行規則の規定により調製した諸用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

3 第3条の規定による改正後の立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則第1項第5号の規定の適用については、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号。以下「法」という。）附則第10条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における法第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第151条第1項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求及び同法第177条の21第6項の規定による滞納処分は、それぞれ法第1条の規定による改正後の地方税法第149条第1項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求及び同法第168条第6項の規定による滞納処分とみなす。

(税務課)